

平成 24 年度協会けんぽの収支見込みについて

平成 23 年 10 月 4 日
全国健康保険協会

24 年度の平均保険料率について「3 年連続の引上げ」、「10%を超える水準」といった事態を避けるため、協会けんぽは 24 年度概算要求に向け医療費に対する国庫補助率について、現行の 16.4%から法律上の上限である 20%に向けた財政支援を実現させるべく政府をはじめ関係方面に要望を行ってきた。

しかしながら、24 年度の概算要求は現行の国庫補助率 16.4%を前提として行われた。今回協会けんぽでこの概算要求の数値をもとに 24 年度収支の推計を行った結果、保険料率は以下のとおり 10%を超える水準となる見込み。

高齢受給者に係る自己負担引上げ凍結を解除した場合 9.50%⇒10.14% (0.64%増)

高齢受給者に係る自己負担引上げ凍結を継続した場合 9.50%⇒10.20% (0.70%増)

- 今回の推計は概算要求時点における各種計数を基に行ったもの。今後さらに 9 月の標準報酬の定時決定の実績を踏まえた上で再度推計を行い、最終的な平均保険料率のセットを行う予定。
- 今回の推計では、診療報酬 ± 1%の改定で保険料率に与える影響は ± 0.09% (満年度) 程度と見込まれる。

協会けんぽの収支見込み

(単位：億円)

| | | 22 年度 (決算) | 23 年度 (23 年 9 月推計) | 24 年度 (概算要求を基に推計) | - | 備考 |
|--------|-------|---------------|-----------------------|----------------------|-------|---|
| 収 入 | 保険料収入 | 67,343 | 67,852 | 71,115 | 3,263 | 1,331 } 3,254 } 高齢受給者の自己負担が 1 割に据置かれた場合の増加額 |
| | 国庫補助等 | 10,543 | 11,191 | 11,739 | 548 | |
| | その他 | 286 | 173 | 157 | 16 | |
| | 計 | 78,172 | 79,216 | 83,010 | 3,795 | |
| 支 出 | 保険給付費 | 46,099 | 47,373 | 48,540 | 1,167 | |
| | 拠出金 | 28,283 | 29,751 | 32,716 | 2,964 | |
| | その他 | 1,249 | 1,546 | 1,662 | 116 | |
| | 計 | 75,632 | 78,670 | 82,918 | 4,247 | |
| 単年度収支差 | | 2,540 | 545 | 93 | 452 | |
| 準備金残高 | | 638 | 93 | 0 | 93 | |

(注)

- 24 年度の保険料収入は、24 年度の「支出」見込み額から「国庫補助等」「その他」の収入額を除いた額 (収支を均衡するための所要保険料額) に、23 年度末の準備金残高の赤字を 0 と (累積赤字を解消) するために必要な 93 億円を加算したものの、この保険料収入を標準報酬月額総数で除したものが保険料率となる。
- 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。
- 診療報酬の改定は見込んでいない。

保険料率の引上げは、人口構造の高齢化に伴う拠出金の増加や、医療費が伸び続ける一方で、保険料収入のベースとなる賃金が下落し続けるといった構造的な要因が主なものとなっている。

0.7%の引上げ幅(9.5%→10.2%)のうち、0.4%は高齢者医療への拠出金の負担が増となったことに起因するもの(参考参照)。

高齢者医療への拠出金は対前年度比で3,254億円の増額となる。

医療費が増える一方で、保険料収入のベースとなる加入者の賃金は低下しているため、保険料収入は下降傾向にあり、医療費の伸びと保険料収入の下落幅の乖離は徐々に大きくなっている(参考参照)。

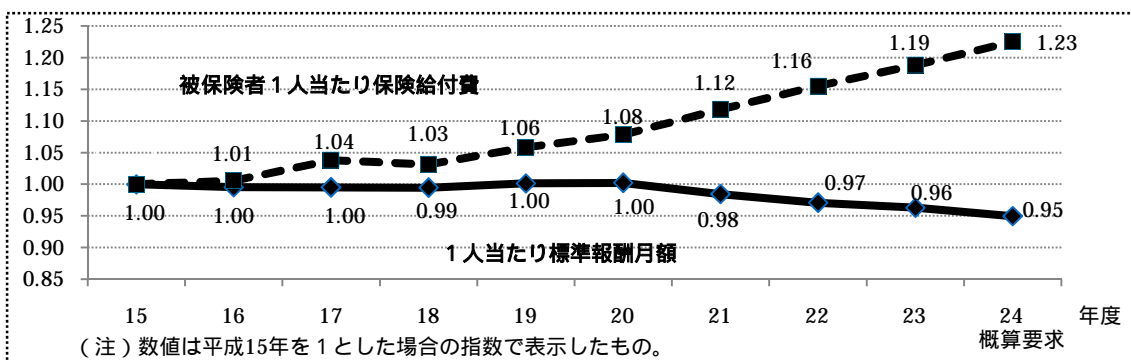
このような状況のもと、協会けんぽとしては財政基盤の強化を図るため、国庫補助率については20%への引上げ、高齢者医療制度については公費の拡充をはじめとした高齢者医療制度の見直しが必要と考えており、引続き政府をはじめ関係方面への要請を強く行っていく。

【参考】引上げ要因の内訳

9.5% ⇒ 10.2% (0.7%引上げ)

| | |
|-------------------|----------------|
| ・標準報酬月額低下等による収入の減 | + 0.15% |
| ・保険給付費の増 | + 0.17% |
| ・ 拠出金等の増 | + 0.41% |
| ・22年度収支の改善 | 0.07% |
| ・その他 | + 0.03% |

【参考】医療費(保険給付費)と賃金(標準報酬月額)の伸びの推移



10.2%への引上げに係る保険料負担の影響(被保険者1人当たり、労使折半前)

〔年額〕 26,284円(356,706円→382,990円)の負担増

〔月額〕 2,190円(29,726円→31,916円)の負担増

(注) 標準報酬月額を280,000円、賞与月額を年1.41月とした場合の負担を算出したもの。